

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	中央卸売市場 本場 (06-6469-7970) 東部市場 (06-6756-3981) 南港市場 (06-6675-2020)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	せり人の登録・更新申請
概要	中央卸売市場において日々行われるせりを取り仕切る者（せり人）は市長の行う登録を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第19条、20条（昭和46年条例第40号） 中央卸売市場業務条例施行規則第14条（昭和47年規則第7号） 中央卸売市場業務条例南港市場施行規則第13条（昭和47年規則第8号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) せり人の登録に関する事務取扱要領 (中央卸売市場 本場・東部市場各場担当窓口) せり人の登録に関する要領 (中央卸売市場 南港市場担当窓口)
審査基準	①登録・更新を受けるためには、卸売業者からの申請が必要です。また、申請に係るせり人が、次の要件をすべて満たすことが必要です。 (1) 破産者で復権を得ないものでないこと (2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものでないこと (3) 中央卸売市場業務条例第69条第5項の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者でないこと (4) 仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人でないこと ○(1)の「破産者で復権を得ないもの」とは、破産手続開始決定がされ、法律上の資格制限を受けている者をいいます。免責決定を受けること等により復権します。
標準処理期間	30日～50日（補正に要した期間を除く。）
経由日数	なし
提出先	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
提出時期	各場にご確認ください。
提出方法	申請書に必要書類を添えて提出先へ提出してください。（必要書類は提出先にご確認ください）
手数料	なし
相談窓口	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023288.html
備考	—